



自動車損害賠償責任保険に関する療養費算定目安表

※単位………円

初診料 4,000円

加 算	乳 幼 児	900
	時 間 外	1,800
	休 日	5,400
	深 夜	10,800

再診料 1,000円

加 算	不 処 置 再 診	750
	乳 幼 児	300
	時 間 外	1,500
	休 日	4,500
	深 夜	10,800

往診料 6,000円

加 算	距 離	3,000
	時 間 外	100/100
	難 路 深 夜	200/100
	診 療 所 用 時 間	3,000

文書料

診 断 書 明 細 書 等	3,000
------------------	-------

骨折徒手整復料

大 腿 骨	21,000
下 腿 骨・上 腕 骨	21,000
前 腕 骨	21,000
足 根 骨・手 根 骨	9,000
中 足 骨・中 手 骨・指 骨	9,000
肋 骨	9,000
鎖 骨	9,000
下 顎 骨	15,900

脱臼徒手整復料

股 関 節	19,000
肩 関 節	17,000
肘 関 節・膝 関 節	7,800
手 関 節・足 関 節	7,800
小 児 肘 内 障	7,800
下 顎 関 節	5,000
脊 椎 脱 臼 整 復 術	17,700

処置料

一指(手・足)若しくは三指又は、これに準ずる範囲のもの	360
手及び指又は足及び指にわたる範囲のもの	540
半肢の大部分又は頭部、頸部及び顔面の大部にわたる範囲のもの	720
一肢又はこれに準ずる範囲のもの	1,440
二肢又は全肢又はこれに準ずる範囲のもの	2,880
身体の一部にわたる範囲のもの	5,400

運 動 療 法	1,500
---------	-------

絆創膏・介達牽引療法	1,200
------------	-------

理学療法(消炎・鎮痛を目的)	900
----------------	-----

湿布・膏薬(100g)	360
-------------	-----

綿 帯 料 3 裂	300
-----------	-----

" 4 裂	250
-------	-----

" 5 裂	200
-------	-----

ギプス包帯料

胸部から上腕に及ぶもの	48,000
胸部から前腕又は手部に及ぶもの	52,500
上腕から前腕又は手部に及ぶもの	27,000
前腕から手部に及ぶもの	16,500
腰部から足部に及ぶもの	58,500
大腿から足部に及ぶもの	33,000
下腿から足部に及ぶもの	19,800
脊椎ギプス包帯	66,000
鎖骨ギプス包帯	48,000
ギプスベット	36,000
治療器具探型ギプス	30,000

副木等固定料

9,600
10,500
5,400
3,300
11,700
6,600
3,960
13,200
9,600

入 室 料	2,300
-------	-------

看 護 料	3,300
-------	-------

加 算	基 準 寝 具 設 備	240
	病 衣 貸 与	80

給 食 料	2,500
-------	-------

入院時医学管理料

2 週 間 以 内 (1 日 に つ き)	6,300
1 ヶ 月 未 満 (1 日 に つ き)	3,900
3 ヶ 月 未 満 (1 日 に つ き)	3,000
3 ヶ 月 以 上 (1 日 に つ き)	2,430

レントゲン料			
頭部・胸部・脊椎又は骨盤	1,500	1,680	3,180
その他 の場合	指(手・足)骨	840	1,980
	その他の部位	840	2,280

大 四 切	420
四 切	320
六 切	230
八 切	170
カ ビ ネ	110

注. 同一部位について2回目或は2枚目以後の診断及び撮影の料金はそれぞれ5割減。6枚目以後の診断及び撮影については算定しないで、フィルム料のみにより算定する。

初診

- 1 傷病の診療継続中に他の傷病が発生して初診を行った場合は、それらの傷病に係る初診料は併せて1回とし、第1回の初診のときに算定する。
- 2 6歳未満の乳幼児に対して初診を行った場合は、所定点数に900円を加算する。
- 3 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間(深夜:午後10時から午前6時までの間とする。以下この表において同じ。)及び休日を除く。以下この表において同じ。休日(深夜を除く。以下この表において同じ。)又は深夜において初診を行った場合は、それぞれ所定点数に1,800円、5,400円又は10,800円を加算する。
- 4 休日加算の算定の対象となる休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律第2条に規定する日をいう。なお、12月29日、30日、31日、1月2日及び3日は休日として取り扱う。

再診

- 1 理学療法、精神科特殊療法、処置(一般処置及び内科的診療を主に行う保険医療機関において行われた内科的疾患に係る処置以外の臨時的処置を除く。)、手術及び麻酔を行わなかった場合は、6歳未満の乳幼児にあっては1,050円を、その他の者にあっては750円を、それぞれ所定点数に併せて乳幼児内科再診料又は内科再診料として算定する。
- 2 6歳未満の乳幼児に対して再診を行った場合は、所定点数に300円を加算する。

処置料等

- 1 打撲・捻挫などの初回処置料は「処置料」の所定項目による。
- 2 後療処置料は「処置料」の所定項目による。なお骨折・脱臼などの後療で運動療法を行った場合には、「処置料」に代えて「運動療法」の所定項目で算定することができる。
- 3 理学療法は、種類・回数問わず2部位まで所定項目で算定する。
- 4 骨折の後療に際し、絆創膏牽引を行った場合は所定項目を加算することができる。
- 5 湿布・膏薬料は使用量(枚数)ごとに所定費用を算定することができる。
- 6 包帯料は、使用量(本数)ごとに所定費用を算定することができる。なお半反以下の使用は半反の費用とする。
- 7 骨折・脱臼以外でも副木等固定を行った場合は所定項目を加算することができる。
- 8 入室診療を行った場合には、所定項目により算定することができる。
- 9 労災保険に準じてレントゲン検査を行った場合には、所定項目により算定することができる。
- 10 往路2キロメートルを超えた場合、2キロメートルごとに距離加算することができる。
- 11 既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合は、各項の所定点数の100分の20に相当する点数として算定する。

※なお、本表は目安表でありますので、医療状況、経済評価の変動などにより改訂する場合があります。